

議案第 63 号

常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例

令和 7 年 12 月 3 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

令和 7 年 8 月 7 日付け人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことによ
あわせて、常勤特別職の給与についても改定を行うため、この条例案を提出するものです。

常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 常勤特別職職員給与条例（昭和44年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手当) 第3条 (略) 2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)	(手当) 第3条 (略) 2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の227.5</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)

第2条 常勤特別職職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の手当（退職手当を除く。）の額は、町の一般職の職員（地域手当については、一般職職員給与条例別表に定める職務の級が5級以上の職員）の例による。ただし、一般職職員給与条例第20条第2項に定める期末手当の額は、同条第1項に定める基準日現在において町長等が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額及びその合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常勤特別職職員給与条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

第2条 この条例による改正前の常勤特別職職員給与条例の規定に基づき適用日以後の分として支給された期末手当は、改正後の常勤特別職職員給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に町長の職にある者の期末手当の額は、改正後の常勤特別職職員給与条例第3条第2項の規定にかかわらず、町長の給与の特例に関する条例（平成28年条例第4号）第2条の規定を適用する。